

特定非営利活動法人善菊会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人善菊会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県三次市三和町羽出庭 3022 番地に麓く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高等学校(高等事 PB 学校を言む)専門学校、大学への就学が経済的な理由で困難な者に文」して教育奨学金を効成する事業、社会教育。産業振興上特に有益な研修に対する奨励奨学金の効成事業、及びまちづくり活動、環境保全活動、福祉の増進に関する活動、文化・芸術・スポーツの振興を図る活動に対する助成事業、並びに地域の活性化を図るための事業等を行い、子どもの健全育成、環境保全、福祉の増進、まちづくりの推進等に寄 5 することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2)社会教育の推進を図る活動
 - (3)まちづくりの推進を図る活動
 - (4)環境の保全を図る活動
 - (5)子どもの健全育成を図る活動
 - (6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7)経済活動の活性化を図る活動
 - (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業..
 - ①教育奨学金助成事業..
 - ②社会教育及び産業振興研修のための奨励奨学金助成事業..
 - ③まちづくり活動効成事業..

- ④環境保全活動助成事業..
- ⑥地域福祉活動助成事業..
- ⑥子どもの健全育成助成事業..
- ②学術、文化、芸術又はスポーツの振興助成事業..
- ③地域活性化を図るためのセミナー、シンポジウム、ワークショップ°等の企画運営事業..
- ◎空き家バンク事業
- (2)その他の事業..
- ①地域特産品の開発、製造、広報、販売

2 前項第2 暑に掲げる事業は、同項第1 母に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第1 暑に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員 (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」とし、う。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した1 国人及び団体、
 - (2)賛助会員 この法人の目的に賛同じ賛助するため入会した 1E1 人及び団体
- (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)本会の趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
 - 2 正会員として入会しようとするものは、局」に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の入会申し込みがあつたときは、そのものが第1 頂に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (会資)

第8条 会員は、総会におし、て別に定める会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失..)・

第9条 会員が次の各暑の一に該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2 年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会..)

第 10 条 会員は、理事長が月ごとに定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数..)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 15 人以内

(2)監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び「富」理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて奮まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて言まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(脳務)

、第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した IIH 序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 暑の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前暑の報告をするため跡要がある場合には、総会を招察すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は贈員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、運滞な

くこれを補充しなければならなし、。

(解任..)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心鶏の改陣のため、職務の逐行に幅えなし、と認められるとき。

(2)職務上の謫務連反その他役員として S、さわしくなし、行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、無報 DII とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(船員)

第 20 条 この法人には、事務局長その他の 1 朝員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(頼周)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもつて構成する。

、(権能..)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2) 角客曾文

(3)合併

(4)事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)事業報告及び収支決算

(6)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7)会費の額

(8)借

入金(その事業年度内の ItR 入をもつて償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)・

(9)事務局の組織及び運盟

(10)その他運営に関する重要驛頂

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正

会員総数の 5 分の 1 以上から会綴の目的たる事項を記載した番面をもつて招集の請求があつたとき。

(3)第 15 条第 4 項第 4 号の Alt 鯉 | こより、監掣から i 召案があつたとき。

(議会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目録及び審議事項を記した番面をもつて、少なくとも 5 日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決額 tLR は、第 25 条第 3 号の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、電否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第 24 条第 2 項(2)により正会最からの請求による総会の議事は、出席した正会長の 5 分の 4 以上をもつて決するものとする。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特丹」の本」雷関係を有する正会員は、その議事の議決にお B わるこ
とができなし、。

(踏事録)

第 30 集 総会の蓄悪については、次の事項を記朝した調事録を作成しなければならない。

(1)日 B 書及び場所

(2)正会員総数及び出席謹数(鶴面装決苦又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)番議事項

(4)蓄事の経過の概要及び議決の結果

(5)翻事録署名人の選様に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押こ口しなければならない。

第 6 韓 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定撤で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付講すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の缶署の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から会調の目的である事項を記朝した簿面をもつて招集の 3 脅求があつたとき。

h ら

(3)第 15 条第 4 頂第 5 母の規定により、監事」 招集の 3 簡求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事展が招察する。

2 理事長は、前条第 2 署及び第 3 母の規定による請求があつたときは、その日から.. 20 日以内に理事会を招葉しなければならない。

3 理悪会を招葉するときは、会静の日時、場所、目的及び審議事項を網朝した書面をもつて、少なくとも 5 日削までは曲 ALL しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、取締役がこれに当たる。

(議決..)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

否決数のときは、議長の決する

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、

ところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、判と貯なるものとする。

森|こ出席できなし 141 撃

2 やむを得ない理由のため IIII 鱗こゝは、あらかじめ通知された事項について閣面をもつて表決するこ i tt が

できる。

3 前項の規定により表決し' [:理響によ、高 8 集股び次集第 1 項の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

8 わるこ

4 理事会の議決について、4 も掲」の本」摺関係を有する理事は、その議事の議決におとができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を岳 B 朝した議事録を作成しなければならない

。 ..

(1)口時及び場所

(2) 理事総数、出席者数並びに議決権を有する者の数(議決権を有する者にとあつては、その数を付記すること。..)

(3) 閣

議事項

】 総決の結果

(4) 議事の経過の概要及び

(5) 議事録署名人の選任に關する事項

2 調

議事録には、議長及びその(わ)會議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び會計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次掲げるものをもつて構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 會受

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分..)

「贈」活動に係る事業に關する資産及び

第 40 条 この法人の資産は、これを倉庫に貯りて非営利

その他の事業に關する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事

長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを倉けて特質ヨ非目斥」活動に係る事業に関する会計及び

その他の事業に関する(寒)会雷 1 - の 2 種とする。

(事業計画及び予算..)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、納会の議決を経なければならなし、6

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得なし、檜 ttl により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の 3 出決を経て、予算成立の[ヨまで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たによ成立した予算の III 入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備受を使用するときは、阻寧会の総決桂総なければならない。

(予算の追加及び更正)'

第 47 条 予算作成後にや工 1 色 1 得ない寧曲 rat 生じたときは、総会の議決を経て、既定予算

の追力 0 又は更正をすることができや。

(事業報告及び決算..)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度は繰り越すものとする。
(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
(臨時の階級)

第 50 条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな債務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併
(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を際いて所轄庁の調証を得なければならぬ。
(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の力法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行(を)。

第10章 雑則

(網則)

第56条 この定款の施行について必要な格日則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

この定款は原本と相違ないことを証明します

平成21年5月20日

々

も

帥飛菊多く T 辞